

《 財形預金 》

財形種類	一般財形預金	財形年金預金	財形住宅預金
お積み立て目的	定めがありません	退職後（60才以降）の年金	住宅取得および増改築
ご利用頂ける方	勤労者（年齢制限はありません）	55才未満の勤労者	55才未満の勤労者
ご契約	複数契約可	お一人様1契約（一金融機関1店舗に限ります）	お一人様1契約（一金融機関1店舗に限ります）
お積み立て期間	3年・5年・7年（積立期限日より3ヵ月の据置期間あり）	5年以上（最短6ヵ月の据置期間が必要）	5年以上
金利	金利は、店頭に表示ボードをご覧ください	同左	同左
利息	計算方法： 付利単位を1円、1年を365日とする日割り計算 利払方法・頻度： 解約日に一括して払い戻しいたします	計算方法： 同左 利払方法・頻度： 年金支払いとなります	計算方法： 同左 利払方法・頻度： 住宅取得のための支払いとなります
課税区分	お利息分には、源泉分離課税20%が課税されます ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税される為、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。	財形住宅預金と財形年金預金を合計して550万円まで非課税	財形年金預金と財形住宅預金を合計して550万円まで非課税
要件外払い出しの際の課税		年金以外の払い出しが行われた場合は、払い出し時の利息が課税扱になるとともに、非課税扱で支払われた利息に対して追徴課税されます	住宅取得等以外の払い出しが行われた場合は、払い出し時の利息が課税扱になるとともに、非課税扱で支払われた利息に対して追徴課税されます
その他の参考となる事項		据置期間：6ヵ月以上5年以内 受取開始：満60才に達した日以降 受取期間：5年以上20年以内	取得する住宅は本人が居住するものに限りです。 床面積50㎡以上240㎡（中古住宅も可、木造建築後15年以内、耐火構造20年以内） 増改築する場合は、総費用額が75万円以内
その他の参考となる事項	預金保険の対象となります。は預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）		
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-00-2085）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>		